

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 9 日から 35 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
昭和 34 年 2 月 8 日にA社B出張所で面接を受け、翌日から勤務し始めた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B出張所に係る申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、同社の関連会社も含め、昭和 34 年 4 月 1 日から平成 10 年 8 月 31 日までの期間となっており、申立期間の一部の期間を除き勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同時期に申立事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚 8 人に照会したところ、いずれも採用時期と厚生年金保険の資格取得の時期が異なっており、採用から資格取得までの期間が、本社採用の者で 3 か月、地元採用の者でそれぞれ 8 か月から 2 年半かかったと述べていることから、当時の事業主は勤務していた者を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社B出張所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、後継事業所であるA社C支店に照会したところ、「当時の担当者もおらず、B出張所の資料も残っていないため不明。」との回答を得ている。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 35 年 7 月 1 日から 47 年 10 月 1 日までの期間及び 48 年 12 月 1 日から 51 年 5 月 1 日までの期間はA社B出張所におい

て厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、申立期間については、同名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から53年3月22日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険第四種被保険者の加入記録が無いとの回答を得た。

A社B支店を休職した際に自ら社会保険事務所で手続きした記憶があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

第四種被保険者制度は、厚生年金保険被保険者期間が10年以上ある者が被保険者の資格を喪失したときに、老齢年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていない場合に、資格期間を満たすまで退職後も引き続き被保険者となることができる制度である。申立人が第四種被保険者資格を取得したとする昭和52年4月1日時点において、申立人の厚生年金保険被保険者期間は14年2か月であり、申立人は、第四種被保険者資格の加入要件を満たしている。

しかし、厚生年金保険第四種被保険者原票によると、昭和53年3月22日から56年1月1日までの期間は厚生年金保険第四種被保険者であったことが確認できるものの、申立期間については、申立人の加入記録は確認できない。

また、申立人の厚生年金保険第四種被保険者原票によると、第四種被保険者資格取得年月日欄には「昭和53年3月22日」との記載のほか、同原票の備考欄及び資格取得日欄の欄外には、第四種被保険者の資格取得日である53年3月から起算して、申立人が厚生年金保険の受給資格を得るために必要な70か月（5年10か月）となる59年1月1日を意味する「59.1.1」との記載がそれぞれ確認でき、このほか、申立人の同原票において不自然な点は見られない。

さらに、昭和60年改正前の厚生年金保険法によると、第四種被保険者資格

の取得日は、「最後に被保険者の資格を喪失した日又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に、被保険者の資格を取得するものとする。」とされていることから、上記の状況を踏まえると、厚生年金保険第四種被保険者原票に記載されている申立人の第四種被保険者資格取得年月日である 53 年 3 月 22 日は、申立人の選択により、当該申出が受理された日と考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の厚生年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種被保険者保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 5 日から 41 年 5 月 21 日まで
② 平成 12 年 6 月 7 日から同年 8 月 17 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。

両申立期間について、それぞれの事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 38 年 3 月 10 日から 40 年 3 月 27 日までの期間及び 41 年 5 月 21 日から 43 年 7 月 1 日までの期間は同社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、このうち、41 年 5 月 21 日から 43 年 7 月 1 日までの期間については、当初、資格取得日が 41 年 6 月 1 日と記録されていたところ、42 年に、41 年 5 月 21 日に訂正されていることが確認できるものの、申立期間については、同原票では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A社に照会したところ、「申立人の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書が保管されていたが、これ以外には当時の関係書類が無く、申立人の勤務状況等は不明である。」との回答を得るとともに、同社に保管されていた厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の資格取得日は昭和 41 年 6 月 1 日と記載されており、これは申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の当初記録と一致していることが確認できる。

さらに、当時、申立人が同僚だったとする複数の者に照会したところ、いずれも、「申立人は勤務していたが、正確な時期はわからない。」との供述を得ており、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することができな

い。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険の加入記録も昭和41年5月21日から43年6月30日までの期間となっており、当時、同社B営業所で経理を担当していた者に従業員の社会保険の加入について照会したところ、「当時、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入しており、一方のみ加入する取扱いはしていなかった。」との供述を得ていることから、申立期間については、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

その上、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 C社に係る申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間②において、平成12年6月10日から同社に勤務していたと認められる。

しかし、C社に照会したところ、「申立人はスクールバスの運転手として平成12年6月から勤務していたが、当初は、雇用保険のみ加入し、学校の夏休み期間が終了する同年8月から厚生年金保険にも加入した。したがって、同年6月及び同年7月分については厚生年金保険料を控除していない。」との回答を得るとともに、同社に保管されていた厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の資格取得日は平成12年8月17日と記載されていることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 48 年 4 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
A 事業所に勤務し、給与から保険料を控除されていた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 事業所において一緒に勤務していたとする同僚に照会したところ、「申立人と一緒に働いたが、勤務期間や厚生年金保険の加入については不明である。」との供述を得ており、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるが、雇用期間及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、オンライン記録によると、A 事業所は昭和 35 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、39 年 8 月 1 日に B 事業所に名称変更し、申立期間当ても B 事業所という名称で適用事業所になっている。これについて、35 年に A 事業所で厚生年金保険の資格を取得し、B 事業所に名称変更した後も引き続き厚生年金保険の記録がある者から、「昭和 35 年当時、A 事業所は C 社という会社が経営していたが、39 年に、それまで B 事業所を経営していた D 社という会社との間で営業施設及びその従業員を交換した。このため、私を含めそれまで A 事業所の従業員だった者は勤務先が B 事業所となり、引き続き厚生年金保険に継続して加入していた。」との供述を得たところ、D 社という名称の事業所は確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所であったのは 28 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 1 日までの期間及び 50 年 4 月 26 日から 54 年 8 月 26 日までの期間となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していないことが確認できるほか、申立期間

中、A事業所という名称で厚生年金保険の適用事業所となっているものは無く、申立人が一緒に働いたとする同僚すべてが、A事業所における厚生年金保険の加入記録が無い上、申立期間当時、事業主だったとする者は、国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡し、経理担当者も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等の状況について確認できる供述等を得ることはできない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 31 日から同年 4 月 4 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
A社に昭和 57 年 4 月 4 日まで勤務しており、厚生年金保険料が控除されている同年 3 月分の給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 57 年 4 月 4 日まで勤務していたと供述しているところ、申立人から提出された給与明細書によると、同年 4 月の給与明細書の「労働日数」欄に「4 日」との記載が確認できるほか、同年 3 月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、A社に照会したところ、「給与の締切日は 25 日、前月 26 日から当月 25 日までの期間を 1 か月とし、当月末日が給与支払日となっている。昭和 57 年 4 月の給与明細書で『労働日数』欄に 4 日と記載されているのは、同年 3 月 26 日から退職日である同年 3 月 30 日までの 5 日間のうち、勤務した 4 日分の給与を退職時に支給したと思われる。」との回答を得るとともに、同社が保管している申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失日は同年 3 月 31 日となっていることが確認できるほか、備考欄に「昭和 57 年 3 月 30 日退職」との記載が併せて確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は昭和 57 年 3 月 30 日にA社を離職したことが確認できるほか、申立人の健康保険組合における健康保険の資格喪失日も同年 3 月 31 日となっており、いずれもオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致することから、申立人は、同年 3 月 30 日に同社を退職したものと推認される。

一方、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する。」とされている。また、厚生年金保険法第 81 条第 2 項によると「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、A社における厚生年金保険料控除は当月控除であると考えられるところ、被保険者の資格を喪失した月である昭和 57 年 3 月の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の昭和 57 年 3 月分の給与から控除された同月分の厚生年金保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間においては当該事業所に雇用されていたとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。